

他の行政機関・公共的機関

予め電話などで確認してください。

鶴見区内に土地・家屋を所有している方
登記名義人の住所変更の届出

大阪法務局 (6942-9476)
中央区大手前 3-1-41
大手前合同庁舎

※ 他の市町村に土地・家屋をお持ちの方は所轄の法務局（出張所）で手続きをしてください。

運転免許証をお持ちの方
住所変更の届出

転出先の警察署で手続き

軽自動車をお持ちの方
自動車検査証（車検証）の住所変更の届出

転出先の軽自動車協会で手続き

126cc～250ccのバイクをお持ちの方
軽自動車届出済証の住所変更の届出

転出先の運輸支局で手続き

251cc以上のバイクをお持ちの方
自動車検査証（車検証）の住所変更の届出

自動車検査証（車検証）の住所変更の届出

普通自動車をお持ちの方
自動車税の住所変更の届出

転出先の都道府県税事務所で手続き

パスポートをお持ちの方（パスポートセンター）
住所変更は必要ありません

※ 本籍地が変わると、変更の届出が必要になる場合があります。

郵便局
転居の届け出（ハガキを投函）

最寄りの郵便局におたずねください

金融機関・郵便局（通帳・簡易保険等をお持ちの方）
通帳・簡易保険等の住所変更の申出

どこの支店・郵便局でも可能。

電気（関西電力）
使用中止の届出

関西電力以外はご加入の事業者に確認ください

水道
大阪ガスお客様センター（6458-1132）

大阪ガスお客様センター（0120-0-94817）

ガス（大阪ガス）
電話のお持ちの方
電話の移転

大阪ガス以外はご加入の事業者に確認ください

電話をお持ちの方
転出先の市町村への届出が必要です。
(詳しくは1階11番窓口保健福祉課（生活衛生）まで)

ご加入の事業者にご確認ください

令和7年12月現在で作成したものです。窓口・電話番号や手続き方法などが変わることがありますので、ご承知おき願います。

作成：鶴見区役所

主な手続き窓口のご案内

市外へ転出する場合

鶴見区役所（代表電話）

電話 06-6915-9986

お気軽に職員に声をかけください。

転出届

※ 転出先と転出日が決まり次第届出できます。

※ マイナンバーカード（個人番号カード）・住基カードをお持ちの方は、住所異動届出の際に申し出てください。

その他の手続き窓口について

※ 手続きの方法や期限など、詳しくは各担当までお問い合わせください。

印鑑登録をしている方
登録証の返却

※ 印鑑登録は、住民票の転出届によって自動的に廃止されて利用できなくなります。

◎ 保険・年金のこと

介護保険証をお持ちの方
介護保険証の返却

要支援・要介護認定を受けている方
介護保険受給資格証明書の受け取り

国民健康保険に加入している方
国民健康保険脱退の手続き

後期高齢者医療に加入し、府外へ転出する方
住所変更の届出

※ 府外へ転出される方は『負担区分等証明書』をお受け取りください。

国民年金（第1号）に加入している方
転出先の市町村へお問い合わせください。
※ 第3号、厚生年金、共済組合加入の方は、お勤めの会社に届け出してください。

国民年金を受給している方
転出先の、市町村または社会保険事務所へお問い合わせください。

厚生年金を受給している方
住所変更・振込先変更の届出
転出先の最寄りの年金事務所で手続き

◎ 保健・福祉のこと

● 高齢の方

老人医療証をお持ちの方
老人医療証の返却

1階 3番窓口

窓口サービス課（住民情報）（6915-9963）

1階 3番窓口

窓口サービス課（住民情報）（6915-9963）

3階 31番窓口

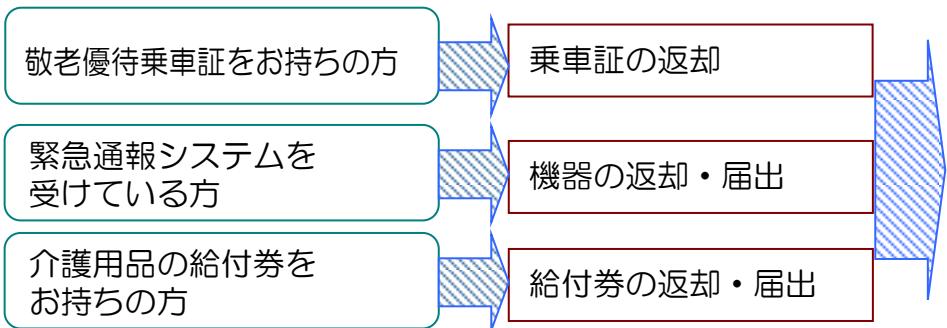
窓口サービス課（保険）

（6915-9956）

1階 13番窓口

保健福祉課（障がい者支援）

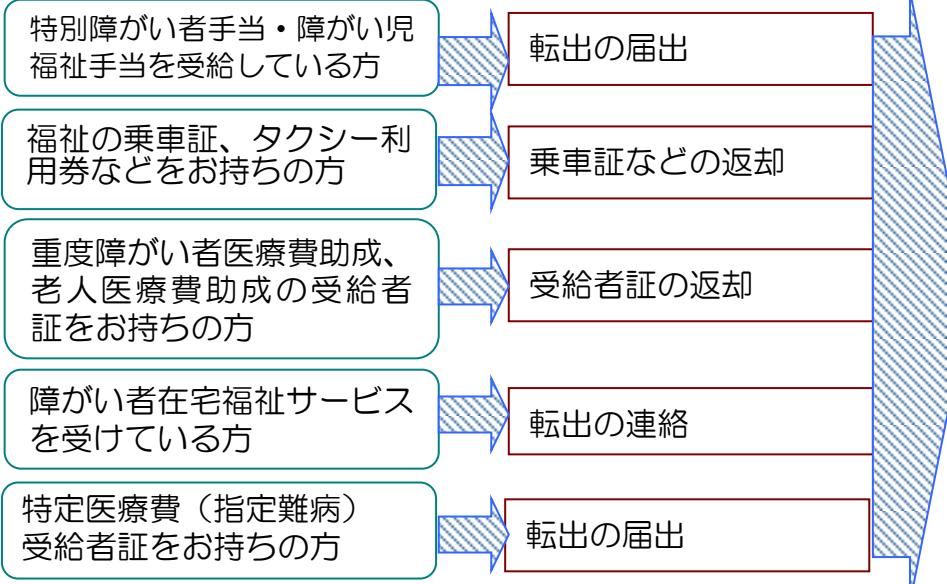
（6915-9857）



1階 10番窓口
保健福祉課（高齢者支援）
(6915-9859)

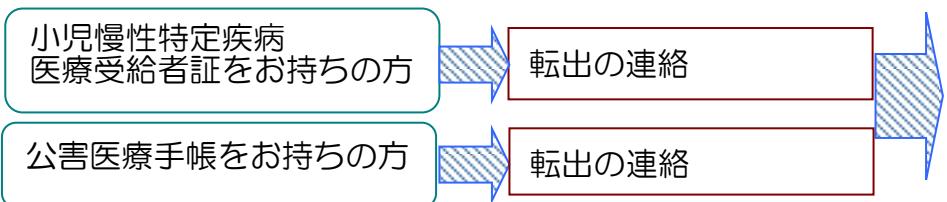
● 障がい・指定難病等のある方

療育手帳・身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方
転出先の市町村で手続きしてください。



1階 13番窓口
保健福祉課（障がい者支援）
(6915-9857)

※老人医療費助成の受給者証は
R3.3末で終了

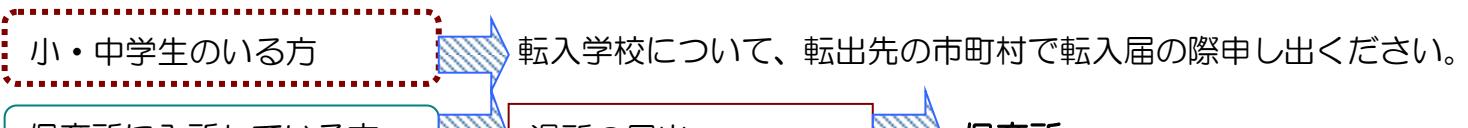


1階 11番窓口
保健福祉課（健康づくり）
(6915-9882)

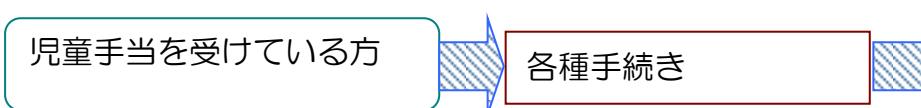
*転出先によって届出内容が異なりますので、ご相談ください。

心身障がい者扶養共済制度に加入している方
転出先の市町村で手続きしてください。

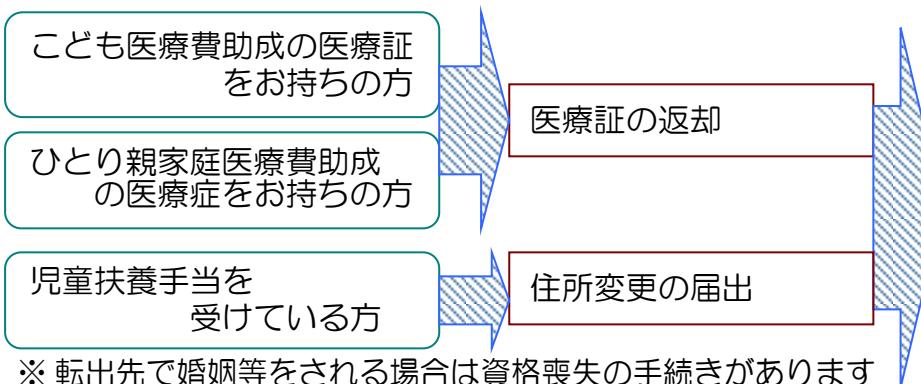
● お子さんのいる方・18歳以下の方※18歳に到達した後、最初の3月31日を迎えておられない方



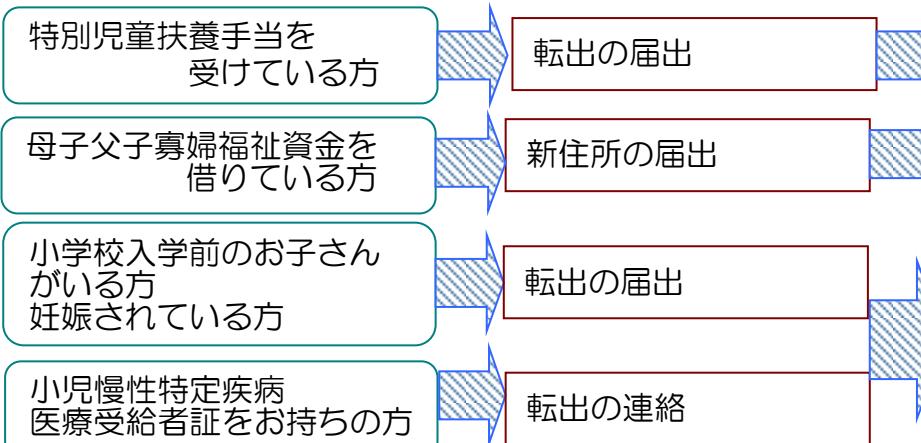
*継続して入所を希望される場合は、転出先の市町村で手続きしてください。



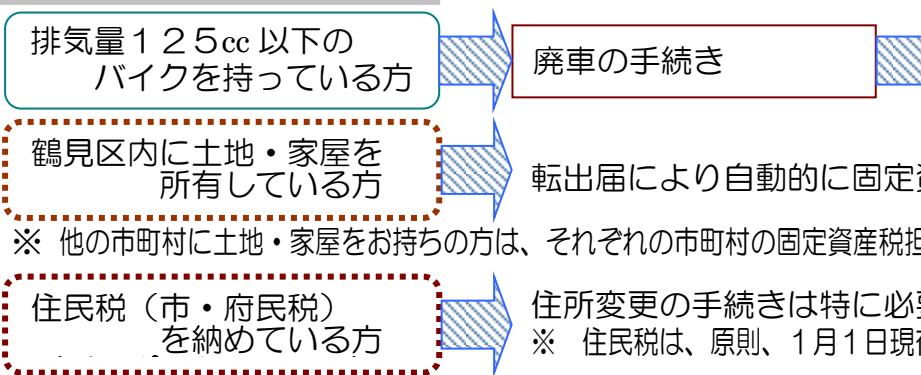
※状況により手続が異なります。



※ 転出先で婚姻等をされる場合は資格喪失の手続きがあります



◎ 税金のこと



※ 1月1日現在、大阪市に住民登録されていた方は、通常6月に納税通知書が郵送されます。

※ 国外へ転出される方、または、区内に事務所・家屋敷を有している方は、申告等が必要になることがあります。
(家屋敷とは、自己または家族の居住用に、住所地以外に設けた住宅です。)

※ 口座振替に関してご相談のある方は、船場法人市税事務所収納管理グループまでご連絡ください。(4705-2931)
住所：大阪市中央区船場中央1-4-3-203 船場センタービル3号館2階
(OsakaMetro 堺筋本町駅) 船場センタービル3号館連絡通路より3号館へ

1階 12番窓口
保健福祉課（子育て支援）
(6915-9107)

1階 12番窓口
保健福祉課（子育て支援）
(6915-9107)

1階 13番窓口
保健福祉課（障がい者支援）
(6915-9857)

1階 12番窓口
保健福祉課（子育て支援）
(6915-9107)

1階 11番窓口
保健福祉課（健康づくり）
(6915-9882)

京橋市税事務所
都島区片町2-2-48 JR京橋駅NKビル
軽自動車税担当 (4801-2954)

鶴見区内に土地・家屋を所有している方
転出届により自動的に固定資産税の送付先が変更されます。

※ 他の市町村に土地・家屋をお持ちの方は、それぞれの市町村の固定資産税担当課に住所変更の届け出をしてください。

住民税（市・府民税）を納めている方
※ 住民税は、原則、1月1日現在住民登録のある市町村でかかります。

※ 1月1日現在、大阪市に住民登録されていた方は、通常6月に納税通知書が郵送されます。

※ 国外へ転出される方、または、区内に事務所・家屋敷を有している方は、申告等が必要になることがあります。
(家屋敷とは、自己または家族の居住用に、住所地以外に設けた住宅です。)

※ 口座振替に関してご相談のある方は、船場法人市税事務所収納管理グループまでご連絡ください。(4705-2931)
住所：大阪市中央区船場中央1-4-3-203 船場センタービル3号館2階
(OsakaMetro 堺筋本町駅) 船場センタービル3号館連絡通路より3号館へ

京橋市税事務所
個人市民税担当 (4801-2953)
固定資産税担当（家屋） (4801-2958)